

## ゆたか緑地施設利用委員会要綱

### (設置)

第1条 浜松市長は、地域住民の文化、福祉の増進を図り、ゆたか緑地の健全かつ有効な利用について審議するため、ゆたか緑地施設利用委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (事務)

第2条 委員会は、ゆたか緑地の施設の利用に関し、その優先予約及び使用料の減免等に係る事項（以下「優先利用」という。）について調査審議する。

### (委員)

第3条 委員は、次の各号に定める者の内から笠井地区自治会連合会長より推薦され、委員会の

同意を得た者11名以内で組織する。

- (1) 笠井地区自治会役員
- (2) 笠井校区スポーツ推進委員
- (3) 豊西校区スポーツ推進委員

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 委員会に会長1人及び副会長2人を置く。

- 2 会長は、笠井地区自治会連合会長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名し、委員の同意を得て定める。
- 4 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、会長が召集し、議長となる。

- 2 会議は、定数の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会は、年1回以上開催をしなければならない。

### (優先利用)

第6条 優先利用を行なう団体は、次の各号に該当するもののうちから、委員会が審議する。

- (1) 笠井地区に居住し、原則として10人以上で構成する団体
- (2) 政治的又は宗教的活動並びに営利を図る目的でない団体

2 市長が特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる団体以外のものについて審議する。

### (事務局)

第7条 委員会の事務局を廃棄物処理課に置く。

附 則

1. この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
2. この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
3. この要綱は、平成27年7月1日から施行する。
4. この要綱は、平成30年8月6日から施行する。